著作物を公衆に送信する権利

【物語編 導入部】

香澄の部屋。夜。

香澄がPCで動画を編集中。

伸びをしながら。

香澄「ふう~、完成! 最後の部分は苦労したけど、うまくできた~。」 PCを操作しながら(PCアプリ版のLIMEを操作)。

香澄「せっかくだから、葵と直哉には公開前に見てもらおうっと。」

LIMEでのやりとり。香澄、文章をタイプ。そこにLIMEの画面を合成。

・香澄「こんなの作ってみたよ~。どう?」

葵と直哉にLIMEで動画を共有する。

お茶を飲んでひと息ついていると、すぐに二人から返信がくる。

- ・葵「すごーい!これいいね。」+拍手のスタンプ。
- ・直哉「これ、面白いね!編集頑張ったね!!| +笑顔のスタンプ。

香澄、笑顔で二人に返信する。

・香澄「二人ともありがとう~。苦労した甲斐があったよ。じゃぁ、疲れたから寝る~。」+おやす みのスタンプ。

【物語編 展開部 公衆送信権】

直哉の自宅 夜。

何度も動画を見る直哉。

笑いながら。

直哉「本当にこの動画面白いよ!」

直哉が、ふと思いつく。

直哉「そうだ! こんなに面白いなら、みんなにも見てもらった方がいいな。俺、フォロワー多いから、動画をダウンロードして、つぶやいたーにアップすれば、バズらせられるんじゃないかなー。」

直哉「つぶやいたーの件、香澄に聞いてみよう。」

携帯で打ち込む。

直哉「さてと、今日はもう寝よう。」

~時間経過~

翌日。

香澄の自宅 朝。

香澄が目覚めて、スマホを確認する。

気になるメッセージをみつけ、驚く香澄。

香澄「なにこれ! どういうこと?」

直哉の問題のLIMEのメッセージを表示。

・直哉「あんまり良かったので、みんなに見てもらえるように俺のつぶやいたーでアップロードしようか?たぶん大ウケして、みんな大感動だよ。」

驚きながら直哉に電話をする香澄。

ここから直哉と香澄の二画面。

電話を取る直哉。

直哉「もしもーし、動画すごく良かったね。感動したよ。」

少し焦りながら。

香澄「あ、ありがとう、いやそうじゃなくて。つぶやいた一にアップするって話なんだけど・・・」

笑顔で。

直哉「ああ! そのことで俺も話したかったんだ! 本当に良かったから、みんなにも見てもらいたいと思って!」

香澄「あ、いや、その気持ちは嬉しいけど、つぶやいたーにアップするのやめてほしい・・・あれ は、私の作ったものだから、誰に見てもらうかは私が決めるよー。」

直哉、思いがけず断られたので戸惑う。

直哉「えー、なんで~??」

【解説編】

それぞれの部屋。

天の声「直哉くん、香澄さんに断られて困惑しているようですね。」

直哉「はい。面白いものはみんなに見てもらいたいじゃないですか。絶対にバズると思うんだけどな~。」

天の声「そうかもしれませんね。しかし、香澄さんはそれを望んでいるのでしょうか。そういう意味では、今回は動画をアップロードする前に香澄さんに確認したのは正解です。もし、香澄さんに了解を得る前に動画をアップロードしていたら、著作権の侵害になっていましたよ。」

驚きながら。

直哉「えっ!? そうなんですか?」

天の声「はい。それでは、著作権について確認してみましょう。」

直哉「何がいけなかったんだろう・・・」

天の声「著作権には著作者人格権と、著作財産権があります。ここでは、この著作財産権にフォーカスして考えます。

著作財産権には、著作物を複製する権利の他、劇や映画などを上演・上映する権利、翻訳したり、その他、別の形で創作的表現を追加する権利などさまざまなものがあります。

著作財産権は、著作物が創作された当初は著作者のものですが、その全部または一部を他の人に譲渡することが可能です。この権利をもつ人のことを、著作権者と呼びます。

今回は、これらの権利の中でも、公衆送信権と呼ばれる権利が関係します。

直哉「公衆送信権・・・ですか?」

天の声「公衆送信権とは、例えば、電波による放送やインターネット上での配信などで著作物を公衆 に送信する権利のことです。ここで、著作権法上での公衆とは、不特定の人、または特定かつ多数の 人を指します。

この権利は、その著作物の著作権者が持ちます。今回の場合は香澄さんですね。

直哉くんがやろうとしたことは、香澄さんの作った動画を不特定の人に見せようとした行為です。 これは、香澄さんの持つ公衆送信権の侵害になります。」

香澄「私は別にバズらせたいわけではなくて、自分のフォロワーに見て欲しかっただけなんです。 だから、アップするなら自分でやりたいな。」

直哉、反省した表情。

直哉「そっか・・・大勢に見てもらう方がいいと勝手に思い込んでた・・・確かに、逆の立場なら香澄と同じ気持ちになったかも。ごめん。|

天の声「今回、直哉くんのやろうとしたことは、公衆送信権だけではなく、その他の著作財産権も侵害しています。|

直哉、驚きながら。

直哉「え、他にもあるんですか!?」

天の声「直哉くんは送られてきたリンクから動画のデータをダウンロードして、そのファイルをつぶやいたーにアップロードしようとしました。この行為について考えてみましょう。

まず、動画データのダウンロードは複製にもなるので、複製権を持つ著作権者、ここでは香澄さんの 許諾が必要です。」

直哉「送られてきたものをダウンロードしたのだから、その点は問題ないですよね?」

天の声「そうですね。次に、そのデータを直哉くんがつぶやいたーにアップロードしようとした行為は、著作財産権のうち、送信可能化権と関連します。

送信可能化権は、あるデータをインターネット上のサーバにアップロードして、不特定多数の人に閲覧可能にする権利です。これも、著作権者である香澄さんのみが持つ権利です。」

直哉「そうか。そこで香澄の権利を侵害してしまうんですね。」

天の声「そうです。たとえ誰もダウンロードしていなくても、アップロードする行為だけで送信可能 化権の侵害になるのです。さて、仮に、著作権者以外の人が無断でSNSやWebページに著作物をア ップロードするとどんなことが起こると思いますか?」

直哉、香澄、考えながら。

直哉「うーん、なんだろう・・・」

香澄「誰もが勝手にアップロードすると、その著作物を管理できなくなりますよね?」

天の声「そうです。誰かが、自分の手元にある他人の著作物をネット上にアップロードすると、その 著作物を閲覧したりダウンロードしたりすることを著作権者が管理出来なくなってしまいます。 それがもしも利益を生む著作物だったら、失われる利益も多くなるでしょう。

このようなことがないよう、著作権法にもとづいて、著作物の利用範囲を著作権者が決めてコントロールできるようになっているのです。」

直哉、納得顔。

直哉「確かに、言われてみればその通りですね。」

天の声「それでは、今回の件にあてはめて、この公衆送信・送信可能化について考えてみてください。」

直哉、考えながら。

直哉「えーと、動画の著作権者は、作者である香澄で・・・インターネットとかSNSにアップロードする権利は、送信可能化権で、アップロードすれば公衆送信されることになるから、俺が勝手にアップロードするのは良くなくて、香澄に相談してOKをもらえれば問題ないってことだ!

香澄「そうだね。」

直哉「でも、さすがに俺だって、動画を広める前に香澄の気持ちを聞いておいた方が良いって最初から思っていましたよ? だからLIME送ったんだし。」

天の声「そうですね。でも、仲間うちだから気持ちのこととして考えていますが、知り合いでもない他人との間のことだったらどうでしたか? これは、社会の仕組み、法律や契約にかかわることというのが本質です。忘れないでくださいね。」

直哉「はい! わかりました。」